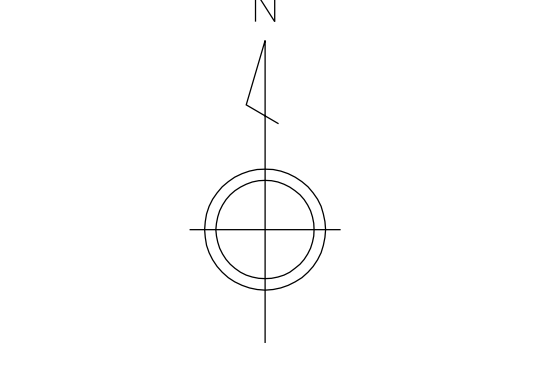




066	067
078	079
091	092



記号

△ 37.2	三 角 点
■ 25.62	水 準 点
● 42.3	水 準 点
◆ 35.6	水 準 点
▲ 25.73	水 準 点
● 25.62	水 準 点
○ 12.3	水 準 点
◆ 15.8	水 準 点

□	道路	△	支店
■	支店	●	支店
◆	支店	○	支店
▲	支店	●	支店
△	支店	○	支店
◆	支店	●	支店
▲	支店	○	支店
△	支店	●	支店
◆	支店	○	支店
▲	支店	●	支店

---	境界線	---	境界線
---	境界線	---	境界線
---	境界線	---	境界線
---	境界線	---	境界線
---	境界線	---	境界線
---	境界線	---	境界線

○	水塔	○	水塔
○	水塔	○	水塔
○	水塔	○	水塔
○	水塔	○	水塔
○	水塔	○	水塔
○	水塔	○	水塔

○	水塔	○	水塔
○	水塔	○	水塔
○	水塔	○	水塔
○	水塔	○	水塔
○	水塔	○	水塔
○	水塔	○	水塔

● 緯度経度平成14年国土地院告示第9号の規定によるN-V座標系  
 ● 投影は横メルカトル投影法  
 ● 投影に際しては必ず縮尺係数0.99997を用いる  
 ● 縮尺の単位はメートルとする  
 ● 等高線の間隔は2メートル  
 ● 平面直角座標値は、世界測地系に対応  
 ● この地図の上部及び右側に示す方位角は、真北または磁北を基準とするものではありません。

株式会社フエニス調製

平成15年1月	発行
平成17年6月	改訂
平成21年5月	改訂
平成23年3月	改訂
平成25年2月	改訂
令和2年3月	改訂

1:2,500

岡山市

この測量成果は、国土院院長の承認及び勘定を併せて同院所管の測量課長が検閲して得たものである。（測量番号）第1号公第60号

この測量成果は、国土院院長の承認及び勘定を併せて同院所管の測量課長が検閲して得たものである。（測量番号）第2号公第272号

この測量成果は、国土院院長の承認及び勘定を併せて同院所管の測量課長が検閲して得たものである。（測量番号）第2号公第108号